

税法実務講座

「給与・報酬等に係る源泉徴収の実務」

CONTENTS

第1章 源泉徴収の仕組み

テーマ 1 給料の源泉徴収 2

■毎月の給料から天引きされる源泉徴収の仕組み

テーマ 2 賞与の源泉徴収 8

■賞与から天引きされる源泉徴収の仕組み

第2章 報酬・料金等の源泉徴収

テーマ 3 報酬・料金等の源泉徴収 14

■弁護士、税理士等に対して支払う報酬等の源泉徴収の方法

第3章 納期限と納付書の記載方法

テーマ 4 納付の期限と特例 20

■源泉徴収した所得税はいつまでに納付すればいいのか

第4章 附帯税

テーマ 5 不納付加算税と延滞税 30

■納期限までに納付ができなかった場合

第5章 現物給与等(特殊な給与)の源泉徴収

テーマ 6 非課税とされる主な給与 34

■通勤手当等、所得税が非課税とされる給与の取扱い

テーマ 7 社宅を貸与した場合 36

■社宅家賃の適正額（通常の賃貸料の額）はどう計算するか

テーマ 8 保険料を負担した場合 39

■従業員等を被保険者とした生命保険料の取扱い

テーマ 9 金銭の貸付けをした場合 41

■従業員等に対する無利息等での金銭の貸付けの取扱い

テーマ10 その他の現物給与 43

■従業員等が受ける様々な経済的利益の取扱い

第6章 退職手当等の源泉徴収

テーマ11 退職手当等の源泉徴収 48

■退職手当等の基本的な源泉徴収の方法

テーマ12 退職所得控除額の計算 54

■退職所得控除額の基礎となる勤続年数

テーマ13 特殊な退職手当等 61

■特殊な計算を要する退職手当等の取扱い

テーマ14 特定役員退職手当等 67

■勤続期間5年以内の役員退職金を支払う場合

■役員等以外の者に勤続期間5年以内の退職金を支払う場合

■本テキストの内容及び関係法令書類につきましては、令和4年4月1日現在の
施行法令等（令和4年度法令準拠）に基づき作成しております。

■ はじめに

「源泉徴収」とは、給与や、報酬、利子・配当など一定の所得について、その支払いをする者が、その支払の際、一定の方法で計算された所得税（復興特別所得税を含みます。）を天引きし、国に納付をする制度のことです。

この源泉徴収制度は、我が国においては、古くからおこなわれており、ドイツやアメリカなどの諸外国においても多くの国で採用されています。

我が国において、所得税は、原則として、「申告納税方式」と呼ばれる、納税者が自ら一暦年分の所得金額や税額を計算し申告（確定申告）・納税する方法を採用しています。天引きされた源泉徴収税額は、その申告の際に、精算し、不足額があればそれを納税し、反対に過大額があれば、還付を受けることができるようになっています。

給与所得については、給与の支払いをするたびに源泉徴収が行われますが、さらに、年末に給与の支払者が給与所得者の1年分の所得税を計算し、源泉徴収税額の精算をするという「年末調整」という制度があり、これにより給与所得者は確定申告をする必要がありません。これほどに、我が国では、源泉徴収の制度が充実しています。

また、源泉徴収税額は、原則として毎月、翌月10日までに納付することとされており、1年間で最大12回、集計と納付が必要になります。

このように、源泉徴収制度は、経理担当者にとって、日々の業務の中で行われるものであり、何かの支払をする際に源泉徴収が必要であるかどうか、いつまでに納付しなければいけないのか、など、常に意識を払って業務にあたる必要があります。

また、会計事務所勤務者にとっても、同様であり、源泉徴収は毎月の業務として行われ、顧問先から質問を受けたり、指導をしたりすることもしばしばあります。「源泉徴収」に関する様々な取扱い、業務に携わるうえで、必須の知識といえるでしょう。

本講座では、給与の源泉徴収の方法（年末調整を除く。）、様々な給与について源泉徴収が必要であるかどうか、また、報酬を中心に給与以外の源泉徴収の方法、さらに納付に関する注意点など、源泉徴収の基本を中心に学習していきます。

第1章 源泉徴収の仕組み

1 給料の源泉徴収

毎月の給料から天引きされる源泉徴収の仕組み

■ 1 給料の源泉徴収の方法

給料（賞与以外の給与等）の源泉徴収は、次の要素により計算方法が異なります。

- (1) 支給形態は、月給、半月給、週給、日給のいずれに該当するか
- (2) 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出しているかどうか
- (3) (2)の申告書を提出している場合、扶養親族等の数が何人か

特に、(2)の申告書を提出しているかどうかで大きく計算方法が変わりますので、給料の源泉徴収をする際には、この申告書の提出がされているかどうかの確認が必須です。

■ 2 月額表（所得税法別表第2）・日額表（所得税法別表第3）

給料の源泉徴収は、所得税法に定められた一覧表に基づいて計算されます。

月給・半月給の場合は「月額表(所得税法別表第2)」を、週給・日給・日雇いの場合は「日額表(所得税法別表第3)」を用います。

本テーマでは、月給の源泉徴収を前提に解説します。

[illegible]

■3 給与所得者の扶養控除等申告書

給与の支払いを受ける者は、その支払者（勤務先）に対して、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出しなければなりません。

但し、2か所以上の勤務先から給与の支払いを受けている場合には、主たる勤務先にのみ申告書を提出します。

一般的に、この申告書を提出している者を「甲欄適用者」、提出していない者を「乙欄適用者」と呼びます。

■4 源泉徴収税額の求め方

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書を提出している場合

源泉徴収税額表の「月額表」の「甲欄」を使って源泉徴収税額を求めます。
社会保険料等控除後の給与等の金額、扶養親族等の数に応じて求めた税額が源泉徴収税額です。

なお、その月の給与等の金額が88,000円未満の場合は、源泉徴収税額はありません。

給与所得の源泉徴収税額表（令和4年分）

(一) 月額表（平成24年3月31日財務省告示第115号別表第一（令和2年3月31日財務省告示第81号改正））（～166,999円）

その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	その月の社 会保険料等 控除後の給 与等の金額 の3.063%に 相当する金 額
88,000	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
425,000	428,000	18,710	15,480	12,240	9,020	7,030	5,420	3,810	2,180		105,200
428,000	431,000	18,960	15,720	12,490	9,260	7,160	5,540	3,930	2,310		106,900
431,000	434,000	19,210	15,970	12,730	9,510	7,280	5,670	4,050	2,430		108,500
434,000	437,000	19,450	16,210	12,980	9,750	7,400	5,790	4,180	2,550		110,300
437,000	440,000	19,700	16,460	13,220	10,000	7,520	5,910	4,300	2,680		112,000

第1章 源泉徴収の仕組み

【扶養親族等の数】

「扶養親族等の数」は、源泉控除対象配偶者と控除対象扶養親族との合計数をいいます。さらに、障害者控除の対象になる者（給与の支払いを受ける者本人を含む。）がいる場合には、それぞれ1人を加算します。

また、給与の支払いを受ける者本人が、寡婦、ひとり親、勤労学生に該当する場合には、それぞれ1人を加算し、親族等が同居特別障害者に該当する場合には、さらに1人を加算します。

なお、源泉徴収税額表は、扶養親族等の数が7人である場合までが表示されていますので、扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人である場合の税額から、「1,610円×その超える人数」を控除した金額が源泉徴収税額とされます。

(1) 源泉控除対象配偶者	年間所得が95万円（給与収入150万円）以下である同一生計の配偶者で、給与の支払いを受ける者の年間所得が900万円（給与収入1,095万円）以下であるもの
(2) 控除対象扶養親族	年間所得が48万円（給与収入103万円）以下である配偶者以外の同一生計の親族等で、年齢16歳以上であるもの
(3) 障害者控除の対象になる者	① 給与の支払いを受ける者本人が障害者 ② 年間所得が48万円（給与収入103万円）以下である親族等（同一生計配偶者、扶養親族）で、障害者であるもの
(4) 同居特別障害者	次のすべての要件を満たす者 ① (3)②の親族等に該当するもの ② 特別障害者に該当するもの ③ 給与の支払いを受ける者又はその配偶者等と同居をしているもの
(5) 寡婦（※）に該当する者	次の①又は②に該当する者（ひとり親に該当する者を除く。） ① イ 夫と離婚した後婚姻をしておらず、年間所得が48万円（給与収入103万円）以下である同一生計の親族などを有すること □ 年間所得が500万円以下であること ハ 事実上婚姻関係があると認められる者がいないこと ② イ 夫と死別等した後婚姻をしていないこと □ 年間所得が500万円以下であること ハ 事実上婚姻関係があると認められる者がいないこと

第1章 源泉徴収の仕組み

(6) ひとり親（※）に該当する者	次のすべての要件を満たす者 ① 現に婚姻をしていないこと ② 年間所得が48万円（給与収入103万円）以下である同一生計の子を有すること ③ 年間所得が500万円以下であること ④ 事実上婚姻関係があると認められる者がいないこと
(7) 勤労学生に該当する者	学生等で、給与所得等の勤労所得があり、年間所得が75万円（給与収入130万円）、かつ、給与所得等以外の所得が10万円以下であるもの

※ 令和2年度の税制改正により、「寡婦（寡夫）控除」は、「寡婦控除」及び「ひとり親控除」に改組されました。

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書を提出していない場合

源泉徴収税額表の「月額表」の「乙欄」を使って源泉徴収税額を求めます。

乙欄の場合は、扶養親族等の数は関係なく、また、例えば給与等の金額が少額であったとしても必ず源泉徴収され、最低でも給与等の金額の3.063%が源泉徴収されます。

第1章 源泉徴収の仕組み

【設 例】

次の資料から、居住者A、Bの源泉徴収税額を求めましょう。

- (1) ① Aの令和4年8月分給与の額 480,000円
 ② ①から控除される社会保険料の額 67,945円
 ③ Aは、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出しており、扶養親族等の数は4人である。
 イ 妻…源泉控除対象配偶者に該当する。
 ロ 子…控除対象扶養親族及び同居特別障害者に該当する。
- (2) ① Bの令和4年8月分給与の額 400,000円
 ② ①から控除される社会保険料の額はなかった。
 ③ Bは、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出していない。

※参考資料※ ～給与所得の源泉徴収税額表 月額表～

その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以 上	未 満	税 額								税 額
395,000	398,000	16,260	13,030	9,790	7,430	5,810	4,200	2,580	960	88,200
398,000	401,000	16,510	13,270	10,040	7,560	5,930	4,320	2,710	1,080	89,800
401,000	404,000	16,750	13,520	10,280	7,680	6,050	4,440	2,830	1,200	91,600
404,000	407,000	17,000	13,760	10,530	7,800	6,180	4,560	2,950	1,330	93,300
407,000	410,000	17,240	14,010	10,770	7,920	6,300	4,690	3,070	1,450	95,000
410,000	413,000	17,490	14,250	11,020	8,050	6,420	4,810	3,200	1,570	96,700
413,000	416,000	17,730	14,500	11,260	8,170	6,540	4,930	3,320	1,690	98,300
416,000	419,000	17,980	14,740	11,510	8,290	6,670	5,050	3,440	1,820	100,100
419,000	422,000	18,220	14,990	11,750	8,530	6,790	5,180	3,560	1,940	101,800
422,000	425,000	18,470	15,230	12,000	8,770	6,910	5,300	3,690	2,060	103,400

第1章 源泉徴収の仕組み

【解答用紙】

(1) Aの源泉徴収税額 _____ 円

(2) Bの源泉徴収税額 _____ 円

【解答】

(1) Aの源泉徴収税額 _____ 6,420円

(2) Bの源泉徴収税額 _____ 89,800円